

令和3年度諮問（個）第3号
答申（個）第22号

「審査請求人からの質問に対する回答の判断の根拠の保有個人情報非開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての
答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報非開示決定（文書不存在）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県個人情報保護条例を廃止する等の条例（令和4年栃木県条例第42号）附則第4項の規定によりなお従前の例によるとされた同条例第1条の規定による廃止前の栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定により、令和3（2021）年9月14日付けで、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

審査請求人が提起した別件の審査請求に係る実施機関の弁明書に対して、審査請求人が作成し実施機関に提出した反論書の中で、後日開示請求を行う旨を記載した次の情報。

ア 栃木県県土整備部都市整備課（以下「都市整備課」という。）が、審査請求人からの質問の回答に当たり、顧問弁護士相談を行った時の弁護士に提出する回答書案を作成した際の協議記録、弁護士に提出した回答書案及び弁護士の助言を受けて修正された回答書の文書

イ （審査請求人の質問に対して）「県としては是認し得ないような事実があると認めることはできませんでした」との回答を審査請求人に行うに当たって作成した協議記録

ウ イの回答の判断の構築に用いた社会に存在する情報

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求の内容から、1(2)アについては都市整備課が平成〇（〇〇）年〇月〇日付けで作成した同課が同月〇日に行った顧問弁護士相談の復命書、同イについては都市整備課が同年〇月〇日付けで作成した審査請求人宛ての回答書をそれぞれ該当する保有個人情報が記載された対象公文書として特定し、令和3（2021）年10月4日付けで前者は旧条例第15条第3項に該当する非開示情報を除く部分開示決定、後者は開示決定を行った。

同ウについては、該当する保有個人情報が存在しないため、同日付けで旧条例第19条第2項の規定により非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律

第68号) 第2条の規定により令和3(2021)年10月18日付けで実施機関に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、旧条例第41条第1項の規定により令和4(2022)年2月25日付けで栃木県行政不服審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、文書の開示を求める。

2 審査請求の理由等

審査請求書及び反論書によれば、おおむね以下のとおりである。

非開示決定の理由を「開示決定に係る公文書を保有していないため」としているのは、審査請求人の質問書に対する回答の判断の根拠をインターネット等で調べたためであると考ええる。回答の根拠とした、書籍名や判例、ホームページのアドレス等を答えるべきである。

第4 実施機関の主張要旨

弁明書及び意見聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分に係る対象公文書の特定について

実施機関は、審査請求人が本件開示請求で求めた第2の1(2)ウの保有個人情報、審査請求人の(X会の特定の支部役員がその役職にあることは相応しくない旨の)質問に対して、都市整備課が「(X会の特定の支部役員がその役職にあることについて)県として是認し得ないような事実があると認められることができませんでした。」と判断した根拠となった社会に存在する情報が記載された保有個人情報であると判断した。

2 対象公文書の不存在について

- (1) 都市整備課は、審査請求人からの質問への回答を行うに当たり、平成〇(〇〇)年〇月〇日に顧問弁護士相談を行い(以下「〇月〇日弁護士相談」という。)、弁護士から「裁判資料を読んだところ、X会の特定の支部役員がその役職にあることを、県として是認し得ないような事実は確認できなかった。」旨の助言を受けた。
- (2) 都市整備課は、(1)の弁護士助言を踏まえた上で、県としての回答を課内決定後、審査請求人に(弁護士の助言内容と同旨の)回答をしたものであり、審査請求人について記載された何らかの公文書に基づいて判断したものではない。

したがって、審査請求人が求める第2の1(2)ウの対象保有個人情報は

存在しない。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 旧条例は、実施機関が保有する個人情報の開示を求める権利を明らかにすることにより県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。
- (2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法（総務省行政管理局）」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、保有個人情報開示請求に対して「非開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、(1)及び(2)の基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を請求する権利が侵害されることのないよう旧条例を解釈し、本件処分について、以下のとおり判断するものである。

2 対象保有個人情報特定の妥当性について

旧条例は、第13条第1項において「開示を請求することができる保有個人情報は、実施機関が保有する自己の保有個人情報である」旨を、第2条第5項において「「保有個人情報」は公文書に記載された個人情報である」旨を、同条第4項において「「公文書」とは実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図面並びに電磁的記録であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」旨をそれぞれ規定している。

これを踏まえて、上記第4の1で実施機関が行った対象保有個人情報の特定について、以下検討を行う。

- (1) 審査請求人が本件開示請求で求めた第2の1(2)ウの保有個人情報は、その内容から、審査請求人の「X会の特定の支部役員がその役職にあることは相応しくない」旨の質問に対して、都市整備課が回答を検討する上で参考とした法令や判例等の情報が記録されたもので、審査請求人に係る記載のある公文書であると考えられるところ、実施機

関は、対象となる公文書を、「都市整備課が「県として是認し得ないような事実は認められませんでした」と判断した根拠となった社会に存在する情報が記載された保有個人情報」と特定した。

(2) ところで、旧条例では、上記のとおり、開示請求できる保有個人情報について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等で当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」旨を規定しているため、審査請求人が求める「社会に存在する情報」は、旧条例における保有個人情報の趣旨と、文言としては矛盾する。

(3) この点について、審査会が実施機関に行った意見聴取で、実施機関から、対象公文書の特定について、「審査請求人の質問への回答に当たり、社会に存在する何らかの情報を参考にして回答を行った場合の当該情報について記録した公文書を求めているものと判断した。」との説明があった。

これらを踏まえると、審査請求人の求める情報と実施機関の解釈とに相違している点は認められないことから、実施機関の対象公文書の特定は妥当である。

3 対象保有個人情報の不存在について

旧条例第19条第2項は、開示請求に係る保有個人情報を保有していないときは開示をしない旨の決定をしなければならないと規定しているため、実施機関の2(1)で特定した対象公文書を保有していないという主張について検討する。

(1) 審査請求人は、同人の質問に対する都市整備課の「県として是認し得ないような事実は認められませんでした」の回答の判断は、社会に存在する情報から構築されたはずである旨を主張する。

(2) 審査会が実施機関に意見聴取したところ、実施機関から次のとおり説明を受けた。

ア 都市整備課は、審査請求人の質問に対する回答については、○月○日弁護士相談における弁護士の助言内容を踏まえて課内で回答内容を検討し、決定した。

イ アの回答に当たり、都市整備課では、弁護士の助言とは別に、法令や判例等その他審査請求人の主張する何らかの社会に存在する情報を参考にして検討を行った事実はなく、したがって、それらの情報を記録した文書もない。

(3) 審査会は、審査請求人が過去に、令和○(○○)年○月○日付けで提出した同趣旨の別の審査請求に係る諮問事案の審議において、都市整備課が作成した○月○日弁護士相談に係る弁護士相談報告書を確認し

たうえで、答申（令和4（2022）年2月2日答申（情）第98号）で「都市整備課が、（X会の特定の支部役員がその役職にあることを是認し得ないような事実は確認できなかった旨の）弁護士意見を妥当と考えて受容したことは相当の理由があると考えられる」「審査請求人への回答に当たって、何らかの法令等や判例に基づいて判断すべき特段の事情も見当たらない」との判断を行った。

これらを踏まえると、回答の判断に用いた社会に存在する情報について記録された保有個人情報とを保有していないとの実施機関の主張に不自然な点は認められない。

したがって、実施機関において、審査請求人が本件開示請求で求めた第2の1(2)ウの保有個人情報を保有していないとして非開示決定を行ったことは妥当である。

4 結論

以上のことから、審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 (2022)年 2 月 25 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 5 (2023)年 1 月 27 日 (第59回審査会第 1 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第 1 回審議
令和 5 (2023)年 3 月 3 日 (第60回審査会第 1 部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 第 2 回審議
令和 5 (2023)年 3 月 24 日 (第61回審査会第 1 部会)	・ 第 3 回審議

栃木県行政不服審査会第 1 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
江 田 和 宏	下野新聞社常務取締役主筆	
黒 田 葉 子	元栃木県労働委員会事務局長	部会長職務代理者
小 坂 誉	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学名誉教授	部会長

(五十音順)